

6-1 身体的権利の概要 <基礎編>

身体的権利がないとどういうことになるのか？

身体的権利 の意義

前近代社会においては、権力者は勝手に人々を犯罪者とし処罰することができた。例えば中世ヨーロッパでは、王は、王の政治を批判する人々を、警察官僚に命じて自由に逮捕・監禁・処刑することができた。また腐敗していたキリスト教会では、「魔女」とのうわさが立った者を逮捕・拷問する権限を異端審問官に与え、各地で恐ろしい「魔女狩り」や「魔女裁判」が行われたこともあった。このように、権力者が勝手に人々の自由を奪い拷問・監禁・処刑などの虐待を加えるようなことが許されていては、人々は安心して生活をすることができない。そこで、市民革命によって成立した近代社会においては、国民の身体的権利を基本的人権として認めたのである。

このことから分かるように、身体的権利の大部分は、犯罪と刑罰に関する基本的人権である。

憲法が保障 する権利

日本では、明治憲法の時代に身体的自由がしばしば侵害された。このことを教訓にして、日本国憲法は、身体的自由権に関して細かい規定を置き、法律で定められた手続きなしに生命や自由が奪われたり、処罰されたりしないことを定めている。そして、人権侵害が起らないように逮捕や取調べ、捜索の際の手続きについて細かな制限を加えている。現行犯以外の場合、裁判所の発する令状がなければ逮捕できないし、取調べにあたっては拷問が禁止され、脅迫などによる自白は証拠として認められないとし、逮捕された者の黙秘権を認めている。

■日本国憲法が保障する身体的自由権■

- 法定の手続きによらなければ生命・自由が奪われたり刑罰を科されない（31条）
- 裁判官が発行する逮捕状がなければ逮捕できない（現行犯逮捕の場合を除く）（33条）
- 理由を告げられない抑留・拘禁は禁止。その理由は公開の法廷で示される（34条）
- 裁判官が発行する捜索令状がなければ住居内や持ち物を検査されない（35条）
- 残虐な刑罰は禁止（36条）
- 刑事裁判において被告人は弁護士を頼み、自分に有利な証拠を調べてもらえる（37条）
- 自分に不利な自白を強制されることはない。不利な自白だけでは有罪にされない（38条）
- 適法行為を後になって犯罪にすることはできない。同一犯罪について再度審理を受けない（39条）

コメント [T11]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p119